

参 考 1

発射状況調査
(DEURAS による発射測定)

電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 26 条の 2 の規定により実施した令和 2 年度電波の利用状況の調査等の評価に資するため、電波の利用状況の調査等に関する省令（平成 14 年総務省令第 110 号）第 5 条第 6 項に規定する電波の発射状況の調査として、DEURAS 電波監視システム（以下「DEURAS」という。）による発射状況の調査（以下「発射状況調査」という。）を実施した。

本調査は、DEURAS の利発調機能等を活用し、令和 2 年度電波の利用状況調査の対象である 714MHz 以下の周波数の電波のうち、公共ブロードバンド、マリンコミュニティホン及びアナログ地域振興 M C A が使用する電波の発射状況を調査し、第 4 章第 3 節第 2 款～第 4 款の重点調査に係る発射状況調査を補完するものである。

電波監視システム (DEURAS:DETECT Unlicensed Radio Stations) による発射状況調査について

- 各総合通信局等に設置されるDEURASの電波の周波数別及び時間別分布の状況を明らかにする機能等を活用し、重点調査の対象であるアナログ地域振興MCA、マリンホン、公共ブロードバンドの一部無線局を対象に測定した。測定に活用したDEURASは全国で11箇所 (関東10、北陸1)。
- 測定対象としたアナログ地域振興MCA、マリンホン、公共ブロードバンドの各無線局の電波の入感を確認することができた。
- 下記に掲載する例では、アナログ地域振興MCAの周波数帯で電波の入感(黒いドット)を確認できている。
- 測定結果からは、第4章第3節第2款～第4款の発射状況調査における時間利用状況及びエリア利用状況と同様の傾向が確認され、調査票調査の結果の確からしさを検証することができた。

【(例) アナログ地域振興MCA】

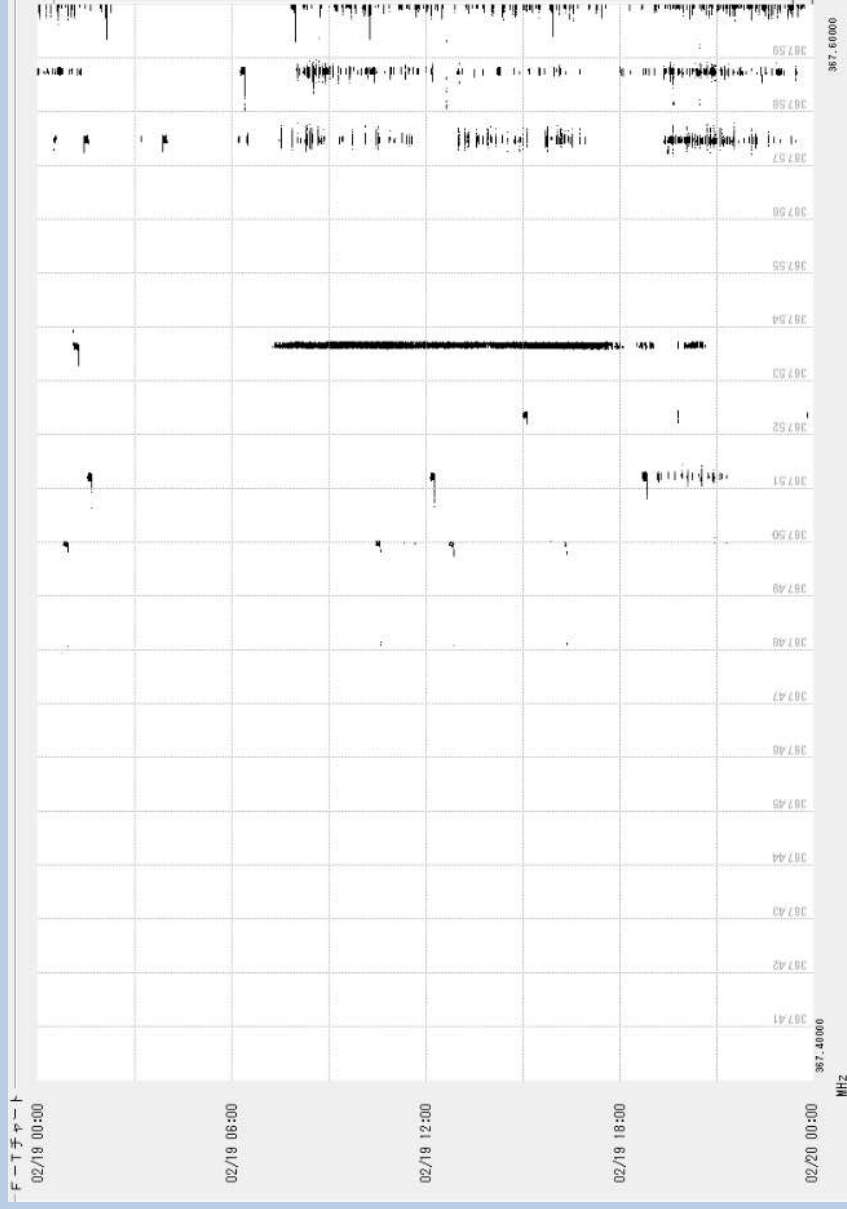
◆ 測定日時: 2021年2月19日 (金)
00:00～23:50

◆ 測定条件

周波数: 367.4MHz～367.6MHz

中心周波数: 367.5MHz

電圧: -2dB μ V



【周波数】